

Between China and Japan 1978-2008

中日平和友好条約 締結30周年 中国と日本、その友好の歩み



1972年9月27日夜、毛沢東主席は中南海で田中角栄首相と会見をした。
会見後、毛沢東主席は田中首相に『楚辞集注』を贈った。

1972年9月25日、周恩来総理は田中角栄首相と
会見し、『論語』の一節「言必ず信あり、行い
必ず果たす」を引用し、田中首相を賛美した。



仮に永遠に日本が工業国、
中国が農業国のままであれば、
両国関係はよくはならないであろう。
……中国と日本の双方がともに
工業化を実現できてこそ、
平和共存、共同の繁栄を実現できる。

（『周恩来外交文選』より）



Peace and Friendship



1978年10月、中日両国は平和友好条約の批准書を交換する。同日夜、福田赳夫首相は首相官邸で晩餐会を開き、鄧小平総理一行を歓迎した。

中日関係は長期的な角度から発展させていくべきである。
第一歩は二十一世紀に置き、二十二世紀、
二十三世紀へと発展させていくため、
永遠に友好関係を保持していかなければならない。

(『鄧小平文選』より)

1978年8月12日、日本の東京で中国と日本との間で「中日平和友好条約」が締結され、1972年に国交正常化した中日間の平和友好関係を強固なものにし、一層発展させるべく中日関係史上大きな意義をもつものとなった。昨年は国交正常化35周年を迎え、「中日文化・スポーツ交流年」として、様々な交流事業が展開されていたが、今年には中日平和友好条約締結30周年にあたる。

5月に日本を訪問した胡錦濤主席の旅は「暖春の旅」と呼ばれ、「戦略的互惠関係の包括的推進に関する中日共同声明」に調印し、両国関係の新たな局面を切り開いた。中日両国は、昨年から続いてきた交流の勢いを今年の「中日青少年友好交流年」に繋げ、活発にイベントが行われている。国民間の相互理解と相互信頼を深め、さらなる発展のチャンスを迎えているのである。

1986年11月9日、北京の人民大会堂で中曽根康弘首相と会見する鄧小平氏。



1978年6月11日、日中友好協会東京都本部主催の卓球フェスティバルに出席した中国卓球代表団。



Peace and Friendship Between China and Japan 1978-2008



1992年4月7日、江沢民総書記がNHKで演説。

現在の国際情勢の下で、
両国人民の相互理解を増進し、
両国の友好協力の発展を
推進することは、両国人民及び
子々孫々の根本的な利益に
合致するばかりでなく、
地域と世界の平和の発展にも
寄与することにもなる。

(江沢民 2000年5月21日『人民日報』より)



1998年4月21日、日本訪問中の中国共産党中央政治局常務委員会委員の胡錦濤国家副主席は首相官邸で橋本龍太郎首相と会見した。

2008年5月8日、胡錦濤主席は早稲田大学において講演を行い、その後、同大学の学生で卓球北京五輪代表の福原愛選手と試合をし、腕前を披露した。

2008年5月7日、天皇、皇后両陛下主催による宮中晩餐会に出席する胡錦濤国家主席。



中華人民共和国と日本国との間の平和友好条約

(1978年8月12日)

中華人民共和国及び日本国は、1972年9月29日に北京で中華人民共和国政府及び日本国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

中華人民共和国 外交部長 黄華
日本国 外務大臣 園田直

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、10年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによって終了するまで効力を存続する。
2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の10年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

1978年8月12日に北京で、ひとしく正文である中国語及び日本語により本書二通を作成した。

中華人民共和国のために 黄華(署名)
日本国のために 園田直(署名)



温家宝総理は日本の安倍晋三首相の招聘を受け、2007年4月11日から13日まで日本を公式訪問。「氷を融かす旅」であった。

2007年12月、福田康夫首相が訪中した際、孔子の故郷・山東省曲阜を訪ねる。



2008年3月15日、胡錦濤国家主席は北京で、「中日青少年友好交流年」の開幕式に出席し、中日両国の青少年による書道の交流活動に参加した。